

議案第3号

取手市特別会計条例の一部を改正する条例について

取手市特別会計条例（昭和57年条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

後期高齢者医療制度への移行に伴う経過措置において設置が義務付けられていた老人保健特別会計について、平成22年度末をもって当該会計を廃止し、平成23年度以降は一般会計において処理するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別会計条例の一部を改正する条例

取手市特別会計条例（昭和57年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に掲げる事業等の円滑な運営と経理の適正を図るために設置する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に掲げる事業等の円滑な運営と経理の適正を図るために設置する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 取手市老人保健特別会計 老人保健事業</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 取手市老人保健特別会計の平成22年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。